

保護者の皆様へ

## 緊急事態宣言の発令に伴う緊急受入れの延長について

この度の緊急事態宣言の発令に伴い、就業等の事情、その他家庭での対応が困難な場合について、児童生徒の緊急受入れについても実施期間を延長いたします。なお、緊急事態宣言の発令の背景、現在の状況を鑑みていただき、緊急受入れに関しては慎重にご判断いただきますよう、お願いいたします。

### 1 実施期間

4月8日（水）から5月1日（金）まで（延長期間：4月21日～5月1日）

### 2 実施時間

4月 8日（水）～4月10日（金） 8時25分～12時15分  
4月13日（月）～5月 1日（金） 8時25分～14時20分  
（登校時間は8時05分から8時20分です。）

### 3 対象児童生徒

就業等の事情、その他家庭での対応が困難な場合の児童生徒のうち

- ・ 小学校1年生～4年生
- ・ 個別支援学級（全学年）

※ 上記以外で、障害などにより1人で家庭で過ごすことが実際に困難で、保護者からお申し出があった場合は、学校が状況を確認のうえ、必要に応じて「緊急受入れ」を行います。

### 4 受入れ内容

- ・ 課題の学習や読書など、教師の見守りのもとで安全に活動に取り組みます。**筆記用具と自習するためのドリル等は各自で用意し、お子さんに持たせてください。**持ち物については、通常の登校時と同様の対応をお願いします。
- ・ 新型コロナウイルス感染症予防のため、手洗いやうがいをを行います。座席の間隔を広めにとり、大人数が長時間集まることは避けます。マスクの着用のご協力をお願いします。

### 5 参加について

- ・ **受入れ延長期間（4月21日～5月1日）中、1日でも緊急受入れを希望される方は、緊急受入れカード（学校ホームページでダウンロード可能）に必要事項を記入し、4月10日午前中までに提出をお願いします。**変更があった場合は、速やかにご連絡ください。
- ・ 登校前は、各家庭において必ず検温、健康観察を行い、健康観察票（別途配付）に記入し、お子さんに持たせてください。**健康観察票を忘れた場合や体調不良（発熱、せき、倦怠感、息苦しさ、頭痛の症状等）の場合、受入れはできません。**
- ・ 登下校は安全面を考慮できるだけ一人で登下校しないよう、ご家庭でも配慮をお願いします。
- ・ 4月13日（月）～5月1日（金）までは昼食を持参してください。その際、衛生面への配慮をお願いします。
- ・ 受入れ後、お子さんが体調不良になった場合は、提出いただいた緊急連絡先へ連絡をいたしますので、お迎えをお願いします。
- ・ 本校で新型コロナウイルス感染症が発生、または感染の可能性がある場合は受入れを実施いたしません。
- ・ 早退する場合は、安全面を考慮して保護者のお迎えをお願いします。
- ・ 通常の学校教育活動とは大きく異なり、行動等にかかなりの制限・制約があることをご承知おきください。

# 緊急受入れカード

年 組 児童生徒名

保護者氏名

一斉臨時休業期間中、緊急受入れを希望します。

理由

--

希望する日に○、しない日に×をつけてください。

20日 (月)	21日 (火)	22日 (水)	23日 (木)	24日 (金)
27日 (月)	28日 (火)	29日 (水)	30日 (木)	1日 (金)

<緊急受入れ時の緊急連絡先>

- ① 名前 ( ) 連絡先 ( )  
② 名前 ( ) 連絡先 ( )

緊急受入れを1日でも希望される方は、4月10日(金)午前中までにご提出ください。  
希望されない方は提出不要です。